

給付金支給の判定について

事故救済制度に関する給付金判定部会を概ね月に1度、開催し、申請のあった案件について判定を行う（委員名及び部会非公開）。

<参考>

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（抜粋）

第8条 市は、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができるようにするため、市長が定める方法によって認知症と診断された者による事故について、第12条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づく給付金の支給その他必要な施策を講ずるものとする。

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会規則（抜粋）

第4条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2～4 略

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会運営要綱（抜粋）

第2条 委員会に、次の部会を設置する。

(1)～(3) 略

(4) 事故救済制度に関する給付金判定部会 定数 10名以内

2 前項の各号に掲げる部会への委理事務は、別表に掲げるとおりとする。

別表（第2条関係）

部会への委理事務

1～3 略
4 事故救済制度に関する給付金判定部会
(1) 事故救済制度に関する給付金判定等に関すること。